

新型コロナウイルスを 乗り越える農業経営

今回のキャスト

社長 藤田 匠、社員 西園寺 千代、専主 伝法院 千里

新型コロナウイルスで経済も劇震。アルパカファームが野菜を納入している飲食店も営業停止を余儀なくされた。売上半減。人件費も削らなければヤバイ。そんなとき……。

藤田 千代ちゃん、残念なお知らせ。飲食チェーンの鈴木さんも1カ月営業休止するって連絡があつたよ。

千代 あらら、ついに鈴木さんも。3月初旬に給食が止まって、市内の提携先の飲食店の多くも営業を休止してしまいましたね。スーパーの売上が好調だから良かったものの、これで例年同月比の売上を2分の1下回ることは確定ですね。収穫期の野菜はあるのに出荷先がなく廃棄しなくてはいけないというのは、すごく辛いです。

藤田 そうだね。それでも秋に向けて作付けはしなくちゃいけないし、出費はかさむからね。同じ部会の農業法人きららさん、とうとう売上が3分の1になっちゃったらしいよ。どうしたら良いか、さつきLINEで相談が来てさ。

千代 そうなんです。大変なのは私たちだけじゃないんですね。一緒に乗り越えたいですけど、何かしてあげられるほど私たちも余裕がない

ですからね。

藤田 うーん、経営は難しくなる一方だよ。すごく心苦しいけど、そろそろ人件費も削らないといけないかなと思っただけね。パートの高橋さんたちには申し訳ないんだけど、状況次第で2〜4週間お休みしてもらおうかと思っっているんだ。

千代 それはしょうがない判断かなと思います。経営していけないければ元も子もないので、致し方ないですね。ただ、収入がない状況では、パートのみなさんの生活も立ち行かなくなってしまうですね。

伝法院 藤田社長、千代さん、それは問題ありませんよ！

千代 伝法院先生、問題ないとは、どういうことなのでしょう？

伝法院 立ち聞きしてしまい、すみません。こんにちは。先日、新型コロナウイルス感染症に伴う特例として、雇用調整助成金が発表されました。こちらを活用すれば、今回の一

連においては、雇用保険の被保険者ではないパートやアルバイトの方も助成金の対象になったんです。助成率も最大9割となっていますので、この助成金を活用すれば、先ほどお悩みだったパートのみなさんの生活についても問題なく経営判断ができますよ。

藤田 なるほど、それは活用しない手はないですね！ いつもながら、すごく良いタイミングです。詳細を教えてください！ そうだ、せっかくだから農業法人きららの社長にも聞いてもらおう！

……………

■新型コロナウイルス感染症に伴う農業関連の主な緊急対策

○ 農林漁業セーフティネット資金の貸付限度額の引上げ、実質無利子・無担保で貸付。

○ 農業保険（収入保険、農業共済）の保険料等の支払い期限の延長。

○ 学校給食用に納入を予定していた野菜・果実等の代替販路や輸送費を支援。

今回の執筆者

矢尾板 初美

(有)人事・労務パートナー／
行政書士／
903シティファーム
推進協議会委員長



明治学院大学国際学部卒業後、総合物流会社を経て行政書士として独立。NPOの設立支援や運営サポートなどコミュニティ創りを支援している。次代に持続可能な農と食を残していくため903シティファーム推進協議会を自ら設立。次世代の農業経営者を応援する「ローカルとつながる田心マルシェ」も開催。

▶ 雇用調整助成金の特例措置を活用 ◀

経済を直撃した新型コロナウイルス

新型コロナウイルス、終息の目途はまだ立っていません。農業面でも大きな影響が出てきました。突然の出荷キャンセルが続いて困っている——この話は知人の生産者から聞きました。私どもの事務所への相談も増えてきています。

実際、学校給食の停止や飲食店の営業停止で納入先を失った農家は、売上が減り痛手を被っているようです。仕方なく農産物を廃棄したり、パートタイマーやアルバイトに出勤見合わせを要請したり……。スーパーなどでも、外出を控えて客が減っているため、農産物の入荷量を抑えているところもあるとか。市場全体で見ると食のニーズが下がった訳ではないのですが、流通や卸先の事情により売上の減少が予想されます。

緊急対応期間中は支援体制を強化

こうした活動縮小を余儀なくされた事業所に対する支援のひとつが雇用調整助成金。雇用の維持を図るた

めの休業手当に要した費用を助成する厚生労働省管轄の制度です。この制度に、コロナ感染に伴う特例措置が設けられました。しかも、4月1日～6月30日までの緊急対応期間中は、さらに要件が緩和され、助成も拡大されています。手続きの簡素化や事務処理の迅速化も図られています。

緊急対応期間中の要件緩和と助成拡大をまとめておきましょう。以下の3点がポイントになります。

- 生産量要件が10%以上減少から5%以上減少に。
- 適用範囲が雇用保険適用事業者から労働者を雇用している事業者に拡大。したがって雇用保険に入っていないパートやアルバイトも対象になる。なお、緊急対応期間以外の特例でも、6カ月以上の雇用保険加入要件は撤廃。
- 支給額は休業手当相当額の2/3を4/5に拡大。解雇せず有給で休ませた場合には最大9割を国が補償する（いずれも中小企業の場合）。

人件費負担は農業経営でも根幹に関わります。雇用調整助成金の活用を考えてみてはいかがでしょうか。

■ 新型コロナウイルス感染症特例措置【中小企業・派遣受け入れなし・休業のケース】

	現行	緊急対応期間
適用対象事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける雇用保険適用事業主	新型コロナウイルス感染症の影響を受ける事業主
適用範囲	雇用保険の適用事業所を単位	労働者を雇用している事業主
対象労働者	雇用保険の被保険者（退職予定者等を除く）	雇用保険の被保険者及び雇用保険の被保険者以外の者（退職予定者を除く）
申請窓口	事業所を管轄する都道府県労働局 (ハローワークで書類の受付を行なう場合もある)	同左
支給要件	①新型コロナウイルス感染症の影響により事業活動の縮小を余儀なくされた事業所であること ②生産量（額）、販売量（額）または売上高等事業活動を示す生産指標の最近1カ月間の月平均値が前年同期に比べ 10%以上減少 している事業所の事業主 ※通常の生産量要件「3カ月10%以上減少」を緩和	①同左 ②同1カ月 5%以上減少
特例対象期間等	休業等の初日が令和2年1月24日から令和2年7月23日までの場合に適用 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が 令和2年5月31日まで可能 ※通常は事前提出	4月1日から6月30日までの休業に適用 令和2年1月24日以降の休業等計画届の事後提出が 令和2年6月30日まで可能
支給額	休業手当相当額の 2/3 ※対象労働者1人1日当たり8,330円が上限(令和2年3月1日現在)	休業手当相当額の 4/5 ※解雇等を行なわない場合は 9/10 ※正確な支給額の算出については必ず各申請窓口にご確認ください
支給限度日数	1年100日、3年150日（通常規定を据え置き）	同左＋上記対象期間
事業活動を縮小せざるを得なかった具体的事例	<ul style="list-style-type: none"> ・取引先が新型コロナウイルス感染症の影響を受けて事業活動を縮小した結果、受注量が減ったために事業活動が縮小した。 ・行政からの営業自粛要請を受け、自主的に休業を行ない、事業活動が縮小した。 ・市民活動が自粛されたことにより、客数が減った。 ・労働者が感染症を発症し、自主的に事業所を閉鎖したことにより、事業活動が縮小した。 	